

### 8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		令和2年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 971	kℓ X	kℓ 325	kℓ 952
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	109	107	24	107
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	1,072	X	91	795
単 式 蒸 留 焼 酎	4	3,152	10,015	2,652	513	12,750	10,704	2,735	11,217
み り ん	-	-	-	-	-	687	654	75	654
ビ ー ル	3	19,246	4,113	169	142	38,959	19,583	8,757	19,725
果 実 酒	-	-	-	48	-	3,894	3,667	911	3,667
甘 味 果 実 酒	1	1	16	11	0	156	173	96	173
ウ イ ス キ ー	-	14	1	-	-	3,920	1,769	279	1,769
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	43	31	9	31
発 泡 酒	5	4,702	1,061	29	34	32,480	15,478	5,103	15,516
原料用アルコール・スピリッツ	-	17	74	8	265	20,823	9,130	4,405	9,395
リ キ ュ ー ル	X	X	X	X	X	64,681	X	13,413	39,929
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	8,780	X	384	5,584
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	13	39,945	16,339	2,991	1,448	189,324	108,063	36,605	109,514

調査期間等：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
平成 27 年度	1,427	255	15,618	22,184	82,577	122,060
平成 28 年度	1,359	211	15,479	21,327	79,211	117,586
平成 29 年度	1,244	217	13,314	22,195	80,661	117,631
平成 30 年度	1,219	199	13,845	22,158	81,824	119,244
令和 元 年度	952	107	12,012	19,725	76,718	109,514

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

## (3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みり ん	ビ ー ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合 計	税務署名
那 覇	kℓ 320	kℓ 18	kℓ 296	kℓ 3,540	kℓ 171	kℓ 6,105	kℓ 1,026	kℓ 41	kℓ 567	kℓ 11	kℓ 4,374	kℓ 2,606	kℓ 12,545	kℓ 1,622	kℓ 33,242	那 覇
宮 古 島	40	4	65	630	32	1,119	145	7	88	2	942	456	1,865	389	5,784	宮 古 島
石 垣	44	5	55	718	40	1,624	159	4	117	1	687	271	1,867	282	5,874	石 垣
北 那 覇	185	60	158	1,956	220	3,827	886	60	359	5	2,565	1,647	6,644	1,281	19,853	北 那 覇
名 護	79	5	42	1,090	47	1,661	298	16	157	2	1,979	1,046	4,122	289	10,834	名 護
沖 縄	284	15	179	3,283	144	5,389	1,153	45	481	10	4,969	3,369	12,886	1,721	33,927	沖 縄
総 計	952	107	795	11,217	654	19,725	3,667	173	1,769	31	15,516	9,395	39,929	5,584	109,514	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免 取 消 場 数	許 消 滅 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数		
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合計(A)	場			者	者	
清 酒	4	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	1	内 2	3	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	内 -	2	
単 式 蒸 留 焼 酎	51	4	2	-	10	1	13	9	3	7	5	1	2	-	-	2	53	8	53	内 5	50		
み り ん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-	
ビ ー ル	14	1	-	-	10	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	-	15	4	7	内 2	12		
果 実 酒	7	-	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	7	4	1	内 3	6		
甘 味 果 実 酒	6	-	-	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	2	1	内 2	5		
ウ イ ス キ ー	3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	-	-	内 -	4		
ブ ラ ン デ ー	11	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	9	5	-	内 4	8		
原 料 用 ア ル コ ー ル	26	1	1	-	5	-	6	-	1	-	-	-	-	-	-	14	26	1	-	内 1	26		
発 泡 酒	13	2	-	-	9	2	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	15	4	4	内 2	12		
そ の 他 の 醸 造 酒	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 2	2		
ス ビ リ ッ ツ	21	1	1	-	10	2	4	-	-	1	-	-	-	-	4	21	7	2	内 4	18			
リ キ ュ ー ル	33	-	-	-	15	2	7	1	2	-	1	-	-	1	4	33	3	7	内 2	29			
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-		
雑 酒	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	内 -	2		
合 計	196	10	5	2	75	9	35	15	6	7	7	1	2	1	2	39	199	43	77	内 29	179		
各酒類 を通じたもの	平成 29 年度				15	6	21	9	3	9	4	1	2	-	1	3	74	9		内 5	66		
	平成 30 年度				16	4	22	9	4	8	4	1	3	-	1	1	73	8		内 4	64		
	令和 元 年度				18	6	18	12	3	7	6	2	2	-	1	2	77	10		内 5	67		

調査対象等：令和2年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成30年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ためのもの	輸出の ためのもの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類 びん詰	共同の びん詰			設置許可 を受けた もの	設置許可 のない もの		
清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合成清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	3	-	-	3	-
単式蒸留焼酎	3	2	-	3	14	-	22	19
みりん	-	-	-	2	-	-	2	-
ビール	-	-	-	4	-	-	4	2
果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
甘味果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
ウイスキー	-	-	-	4	1	-	5	2
ブランデー	-	-	-	4	4	-	8	-
原料用 アルコール	1	-	-	3	7	-	11	-
発泡酒	-	-	-	3	-	-	3	-
その他の醸造酒	-	-	-	3	-	-	3	-
スピリッツ	3	1	-	3	10	-	17	-
リキュール	-	1	-	4	9	-	14	-
粉末酒	-	-	-	3	-	-	3	-
雑酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合計	7	4	-	56	45	-	112	23
うち実蔵置場数	3	2	-	4	14	-	23	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：令和2年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

製造場数	基
-	-

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	1	-
もろみ	8	-

## (3) 販売業免許場数

区分	本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数		
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計				
販卸 売方 に法 限る 条件 の旨 が条 件さ がれ 付け られ ない とい える もの 及び その 旨	全酒類	4	781	785	95	522	
	ビール	-	-	-	-	-	
	洋酒	5	13	18	1	8	
	輸出入酒類	20	16	36	1	25	
	店頭販売酒類	-	-	-	-	-	
	協同組合員間酒類	-	-	-	-	-	
	自己商標酒類	2	9	11	-	5	
	自製酒類	清酒・みりん	-	2	2	-	-
		合成清酒・焼酎	-	17	17	-	18
		ビール	-	1	1	-	-
		洋酒	1	3	4	-	3
		計	1	23	24	-	21
	期限付	-	-	-	-	-	
	その他の酒類	-	2	2	-	2	
	合計	32	844	876	97	583	
合計のうち	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	
	製造者の共同販売機関	-	-	-	-	-	
販売 条件 が法 に付 され ない とい える もの の旨	全酒類	一般のもの			2,133	77	1,461
		期限付			-	-	-
		特殊のもの			1	-	-
		計			2,134	77	1,461
	その他の酒類	一般のもの			77	5	52
		期限付			-	-	-
		特殊のもの			-	-	-
		通信販売だけのもの			37	1	30
		計			114	6	82
	合計			2,248	83	1,543	
媒介業			12	-	5		
代理業			-	-	-		

調査時点：令和2年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
  - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。  
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
  - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
  - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造免許場数																												販売業免許場数				税務署名													
	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒			雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業						
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数					
那覇							7	7			3	1				1	1	1		1			5		3	1			1										29	13	205	144	700	399	那覇	
宮古島							6	6			1	1													1				2	1									11	8	61	47	121	86	宮古島	
石垣							11	11			2	2	1			1							5		1				3		4	1							28	14	74	48	184	144	石垣	
北那覇	2						8	8			1		1			2				3			5		2	1	1		6	1	5								36	10	153	105	369	293	北那覇	
名護	1						14	14			4	2	2	1	1		1			3			6		4		1		6	1	10	2			1					54	20	189	123	310	251	名護
沖縄	1	1					2	1	7	7			4	1	3		1			2			5		4	2			4		5				1					41	12	194	116	564	370	沖縄
総計	4	1					2	1	53	53			15	7	7	1	6	1	4		9		26		15	4	2		21	2	33	7			2				199	77	876	583	2,248	1,543	総計	

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。